

◇◇ 利用料金のご案内 ◇◇  
ユニット型個室

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

第三静光園短期入所生活介護事業所  
令和7年4月1日改正

利用者負担段階	対象条件
第1段階	・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方）
第3段階 ②	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が概ね80万円超155万円未満の方）
第4段階	・上記以外の方

ご利用1日当たりの料金

負担項目	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)サービス利用に係る自己負担額	ユニット	618	766	835	913	1,000	1,081	1,161
(2)食費自己負担額（保険外）	第1段階					300		
	第2段階					600		
	第3段階①					1,000		
	第3段階②					1,300		
	第4段階					1,700		
(3)居住費自己負担額（保険外）	個室 ユニット	第1段階				880		
		第2段階				880		
		第3段階①				1,370		
		第3段階②				1,370		
		第4段階				2,066		
[(1)+(2)+(3)]	個室 ユニット	第1段階	1,798	1,946	2,015	2,093	2,180	2,261
		第2段階	2,098	2,246	2,315	2,393	2,480	2,561
		第3段階①	2,988	3,136	3,205	3,283	3,370	3,451
		第3段階②	3,288	3,436	3,505	3,583	3,670	3,751
		第4段階	4,384	4,532	4,601	4,679	4,766	4,847
								4,927

※単位は全て円です。また、上記以外に医療費及び私的物品購入に係る費用が発生します。

なお、(1)には処遇改善加算Ⅱ・看護体制加算ⅠⅡ・サービス提供体制加算Ⅲが含まれています。

食事は実際に喫食された食事ごとの請求になります。ただし、利用予定があり、キャンセルなどが生じた場合、食事代をいただくこともあります。

送迎をご利用の場合は上記に加え184単位（片道）をご負担いただきます。